

令和7年(2025年)三条市議会第2回定例会提出議案概要

議第 1 号 監査委員の選任について

本市監査委員栴澤綾子は、令和7年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として栴澤綾子を選任いたしたいので議会の同意を求めるもの

委員の任期 4年

議第 2 号 教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員梅田純子は、令和7年7月25日任期満了することとなるので、その後任委員として梅田純子を任命いたしたいので議会の同意を求めるもの

委員の任期 4年

議第 3 号 公平委員会委員の選任について

本市公平委員会委員加藤亜津子は、令和7年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として加藤亜津子を選任いたしたいので議会の同意を求めるもの

委員の任期 4年

議第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員横山正志は、令和7年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として西潟晃を選任いたしたいので議会の同意を求めるもの

委員の任期 3年

議第 5 号 三条市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立に向けた部分休業制度の拡充が行われることなどから、本市においてもこれに準じ、必要な改正を行うもの

施行期日 令和7年10月1日

議第 6 号 三条市税条例の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、本市においてもこれに準じ、必要な改正を行うもの

施行期日 令和 8 年 1 月 1 日等

議第 7 号 三条市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、本市においてもこれに準じ、必要な改正を行うもの

施行期日 公布の日

議第 8 号 三条市農業集落排水施設条例等の一部改正について

効率的な農業集落排水施設の運用を図るため、吉野屋地区農業集落排水施設を廃止し、大潟地区農業集落排水施設に統合することから、必要な改正を行うもの

施行期日 令和 7 年 7 月 1 日

議第 9 号 三条市水道法に基づく布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例の一部改正について

建設業法施行令の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、必要な改正を行うもの

施行期日 公布の日

議第 10 号 動産の取得について

動産名	高規格救急自動車
動産の規格	ガソリンエンジン 2,400cc以上
取得数量	1 台
取得金額	19,734,000円
契約者	新潟市中央区万代二丁目 1 番 1 号 新潟トヨタ自動車株式会社 代表取締役 中 野 照 道

議第 11 号 損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年8月16日に三条市上須頃地内で発生した交通事故による人的損害について、損害賠償の額を決定し、及び和解するもの

損害賠償の額 計2,400,000円

議第 12 号 令和7年度三条市一般会計補正予算

補正額 219,913千円

補正後の額 52,173,082千円

議第 13 号 令和7年度三条市後期高齢者医療特別会計補正予算

補正額 4,612千円

補正後の額 1,502,912千円

議第 14 号 令和7年度三条市下水道事業会計補正予算

収益的支出

補正額 29,270千円

補正後の額 2,537,186千円

報第 1 号 専決処分報告について

(三条市税条例等の一部改正について)

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本市においてもこれに準じ、必要な改正を行ったもの

【改正した条例】

三条市税条例

三条市都市計画税条例

【改正の内容】

1 三条市税条例の一部改正

- (1) 総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kw以下の原動機付自転車について、軽自動車税の種別割の税率を2,000円とすることとするほか、減免申請書に原動機の総排

気量及び最高出力を記載することを定める。

(2) 免許情報記録個人番号カードの運用開始に伴い、身体障害者等が軽自動車税の種別割の減免申請を行う際に提示する書類に係る規定の整備を行う。

(3) 特定マンションのうち区分所有に係る固定資産税の減額措置について、申告書の提出がない場合であっても、一定の要件に該当すると認められる場合には減額措置を適用することができることを定める。

2 三条市都市計画税条例の一部改正

地方税法等の条項ずれに伴う規定の整理を行う。

専決処分日 令和7年3月31日

施行期日 令和7年4月1日

報第 2 号 専決処分報告について

(三条市国民健康保険税条例の一部改正について)

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本市においてもこれに準じ、必要な改正を行ったもの

【改正の内容】

- 1 国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額に係る課税限度額を「65万円」から「66万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「24万円」から「26万円」に引き上げる。
- 2 国民健康保険税の軽減措置を拡大するため、世帯の所得の算定方法を改める。
 - (1) 均等割額及び平等割額を5割軽減する世帯の判定に用いる所得の算定において、被保険者等の数に乘じる金額を「29万5,000円」から「30万5,000円」に引き上げる。
 - (2) 均等割額及び平等割額を2割軽減する世帯の判定に用いる所得の算定において、被保険者等の数に乘じる金額を「54万5,000円」から「56万円」に引き上げる。

専決処分日 令和7年3月31日

施行期日 令和7年4月1日

報第 3 号 専決処分報告について

(令和6年度三条市一般会計補正予算)

補正額 241,748千円

補正後の額 61,902,644千円

専決処分日 令和7年3月31日

諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員皆川賢一及び関崎淑子は、令和7年9月30日任期満了することとなるので、その後任委員候補者として星野孝好及び渡邊博之を推薦いたしたいので議会の意見を求めるもの

委員の任期 3年

◎ 法令及び条例に基づく報告事項等

1 令和6年度三条市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

22事業 1,906,525,000円

2 令和6年度三条市水道事業会計予算繰越額の報告について

・ 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

4事業 508,796,000円

・ 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

1事業 70,000円

3 令和6年度三条市下水道事業会計予算繰越額の報告について

・ 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

3事業 452,535,000円

・ 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

1事業 9,900,000円

4 県央土地開発公社事業実績報告書等の提出について

・ 令和6年度事業実績報告書等

・ 令和7年度事業計画等

5 議会の委任による専決処分の報告について

6 私債権の放棄の報告について